

第1章 はじめに

1-1 安城市雨水マスタープランとは

安城市では、平成12年の東海豪雨を契機に内水対策総合計画を策定し、調整池（雨水を貯留する施設）の整備に力を注いできましたが、平成20年8月末豪雨でも1時間当たり最大雨量77mm、総雨量226mmの集中豪雨により、床上浸水15戸、床下浸水72戸の大きな被害が発生し、行政による雨水対策の限界を痛感しました。また、安城市は明治用水と広大な水田がもたらす恵みにより育まれてきましたが、多くの水田が開発され、雨水が一気に流出するようになったことが水害のリスクを高める要因になっていることも指摘されていました。このような背景から、より水害に強いまちづくりの実現に向けて、市民、事業者及び行政が協働して取り組むべき雨水対策の方向性を示したものが雨水マスタープランであり、平成23年3月に第1次計画を策定以降、今日まで様々な施策に取り組んできました。

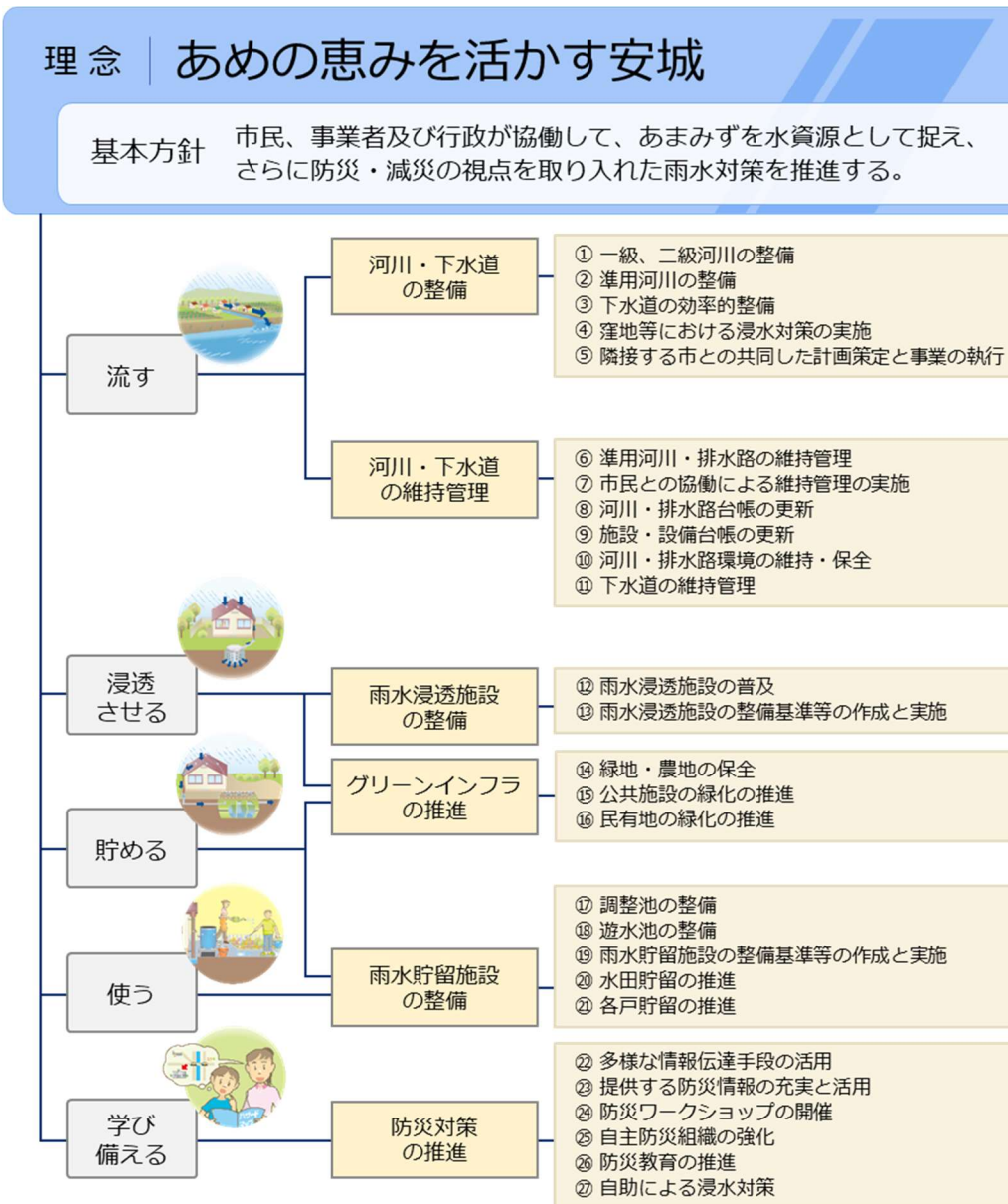


図 第2次安城市雨水マスタープランの施策体系

なお、雨水マスタープランは、総合計画（自治体経営の最上位計画）及び国土強靱化地域計画に基づく個別計画の一つであり、市が定める他の個別計画（緑の基本計画、農業振興地域整備計画、地域防災計画など）や国・県が定める河川整備計画などと連携しながら進める計画です。

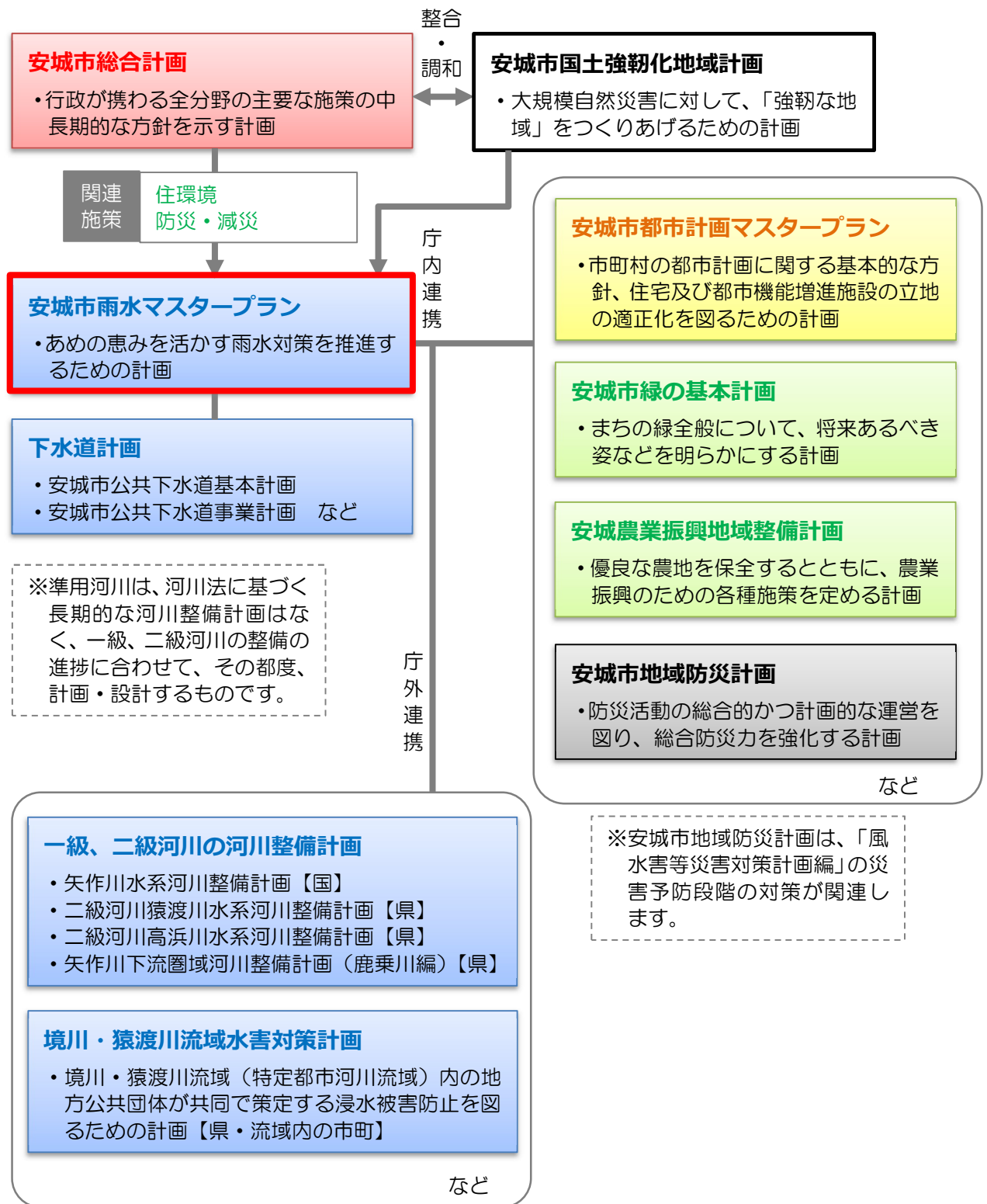


図 安城市雨水マスタープランの位置づけ

1-2 理念

あめの恵みを活かす安城

あめの恵みを活かす安城。この理念は、安城市雨水マスタープランを策定した当時、環境首都を目指す安城市として、あめを速やかに“流す”治水対策だけでなく、あめを水資源として捉え、雨水を“浸透させる”ことで地下水の涵養や河川流量の維持（湧水対策）に活かす、雨水を“貯める”ことで貯めた雨水を散水や防災用水として“使う”ことを推進するために掲げられたものです。

1-3 基本方針

市民、事業者及び行政が協働して、
あまみずを水資源として捉え、
さらに防災・減災の視点を取り入れた雨水対策を推進する。

「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない水害は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える“水防災意識社会再構築ビジョン”の実現に向けて、第2次安城市雨水マスタープランでは、「雨水対策」、「水資源」、「防災・減災」の視点を取り入れた雨水対策を推進していきます。

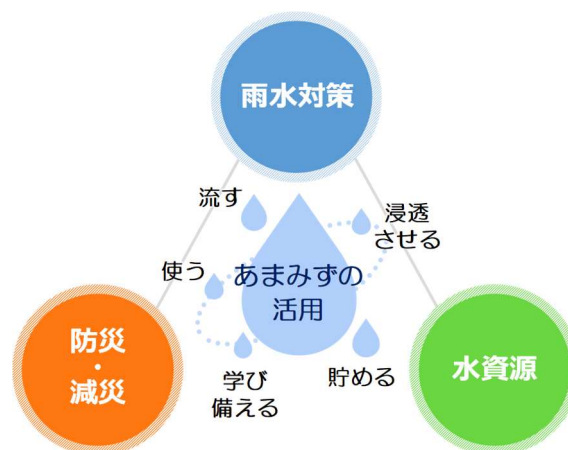


図 基本方針のイメージ

1-4 相次ぐ豪雨災害による雨水対策事業の進展

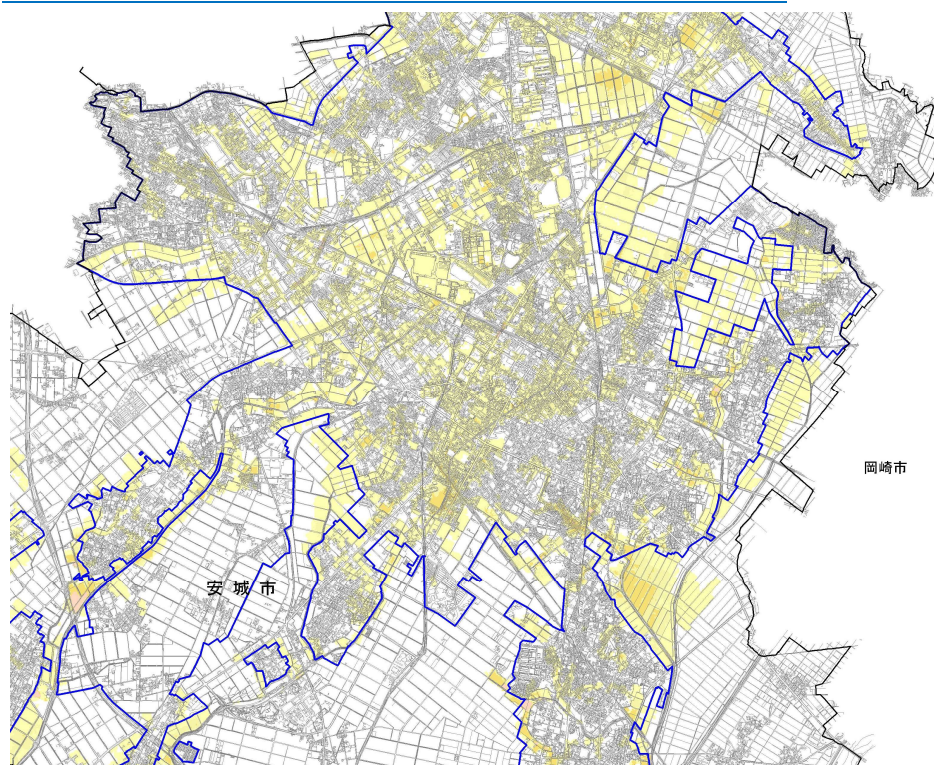
平成23年3月に安城市雨水マスタープラン策定後も全国各地で豪雨災害が相次ぐ中、平成27年頃から水害に対する考え方や雨水対策事業の方向性が大きく変わり始め、年々進展しています。

① 雨水出水浸水想定区域（想定最大規模降雨）の公表

平成27年に水防法等の一部を改正する法律が施行され、地下街などを有する地区について、想定し得る最大規模の降雨による内水浸水の状況を示す「雨水出水浸水想定区域」を指定・公表することが、必要となりました。

令和3年には地下街以外においても浸水被害が頻発している状況を受けて水防法等が再び改正され、下水道による浸水対策を行っているすべての自治体において「雨水出水浸水想定区域」を指定・公表することが示されました。

安城市においても、令和3年に改訂された水防法の規定に基づき、想定最大規模降雨（時間最大147mm、1000年に1回程度の確率）による内水氾濫シミュレーションを実施し、[令和7年5月に「安城市雨水出水浸水想定区域」を指定・公表](#)しました。この「雨水出水浸水想定区域」を反映し、[令和7年9月に「安城市水害ハザードマップ（第8版）」を作成・公表](#)しました。

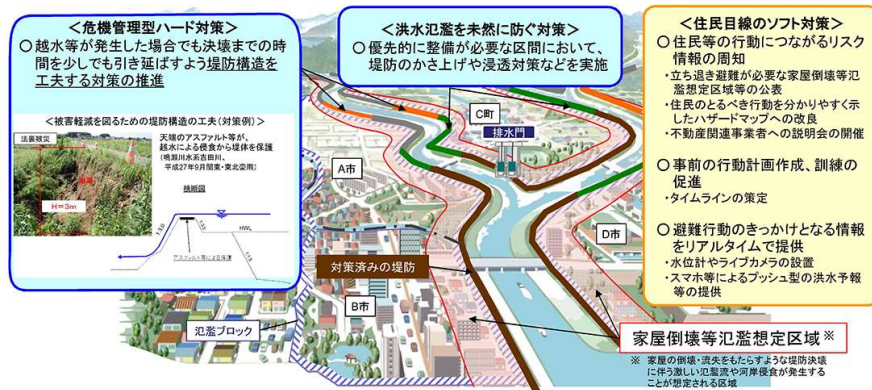


雨水出水浸水想定区域図 想定最大規模降雨（浸水深）

② 水防災意識社会再構築ビジョンの実現に向けた取組み

平成27年9月関東・東北豪雨により鬼怒川が氾濫し、甚大な被害（浸水戸数は約1万棟、孤立救助者数は約4千人）が発生したことを踏まえ、国が「水防災意識社会再構築ビジョン」を策定しました。

このビジョンでは、「施設の能力には限界があり、施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」へと意識を変革し、社会全体で洪水に備える必要性が謳われ、具体的な取組みとして、令和2年度を目途に「洪水氾濫を未然に防ぐ対策」に加え、氾濫が発生した場合でも被害を軽減する「危機管理型ハード対策」の導入や「住民目線のソフト対策」への転換が示されました。



水防災意識社会再構築ビジョン（国土交通省公表資料）

平成28年8月、台風第10号などの一連の台風により北海道・東北地方で中小河川などが氾濫し、逃げ遅れによる多数の死者や甚大な経済被害が発生しました。これを受け、水防災意識社会の再構築に向けた取組みを中小河川も含めた全国の河川でさらに加速させるため、平成29年6月に「大規模氾濫減災協議会」制度の創設をはじめとする「水防法等の一部を改正する法律」の施行、「緊急行動計画」のとりまとめが行われました。

平成30年7月豪雨（西日本豪雨）により広域的かつ同時多発的に河川の氾濫や土石流などが発生し、200名を超える死者・行方不明者と3万棟近い家屋被害に加え、ライフラインや交通インフラなどの被災によって甚大な社会経済被害が発生しました。これを受け、多くの関係者の事前の備えと連携の強化により、複合的な災害にも多層的に備え、社会全体で被害を防止軽減させる対策の強化を緊急的に図るべく、平成31年1月に緊急行動計画が改訂されました。



西日本豪雨の被害状況（国土交通省公表資料）

③ 近年の豪雨災害の激甚化と流域治水への転換

近年、[気候変動](#)の影響などにより、これまでの想定をはるかに超える豪雨が頻発・激甚化しています。特に、令和元年東日本台風（台風第19号）では、広域での河川の決壊や大規模な土砂災害により、甚大な人的・物的被害が発生しました。また、令和元年房総半島台風（台風第15号）や令和2年7月豪雨においても、内水氾濫や中小河川の急激な増水が各地で発生し、都市部・中山間地を問わず甚大な浸水被害をもたらしました。

これらの大規模水害は、従来の河川改修やダム整備を中心とした対策だけでは、内水氾濫を含む都市域の浸水被害を十分に防ぎきれない現実を浮き彫りにしました。

この深刻な教訓を踏まえ、従来の対策を加速させるとともに、[集水域から氾濫域に至る流域全体](#)において、国、都道府県、市町村、企業、住民などあらゆる関係者が協働し、総合的かつ多層的な対策を講じる「流域治水」への転換が急務となりました。この「流域治水」を社会全体で実効性をもって推進するため、[令和3年に「特定都市河川浸水被害対策法等の一部を改正する法律（通称：流域治水関連法）」が施行](#)されました。

気候変動の影響

速やかに対応

- 今既に激甚化している水災害に対応するため、国・都道府県・市町村が早急を実施すべきハード・ソフト一体となった対策の全体像を明らかにする「[流域治水プロジェクト](#)」を速やかに実施
(令和2年度内に全1級109水系で策定済)
- 〔国管理河川で戦後最大規模洪水に、都市機能集積地区等で既往最大降雨による内水被害に対応〕

将来の気候変動(降雨量の増大等)を見込んだ治水計画の見直し

将来の気候変動を見込んだ更なる対応

- 現行計画よりも増大する降雨等(外力)に対応するため、河川対策の充実をはじめ、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰した、関係者による[流域治水を更に拡充](#)

法的枠組「流域治水関連法」の整備が必要



流域治水関連法改正の背景・流域治水のイメージ（国土交通省公表資料）

⑥ グリーンインフラの推進

「グリーンインフラ」は、自然環境が有する多様な機能をインフラ整備に活用するという考え方です。

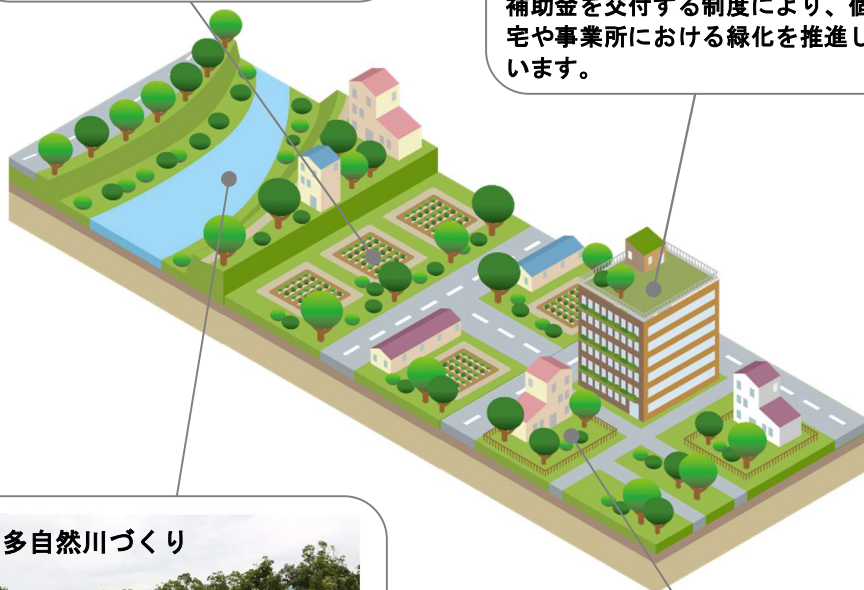
平成27年8月に閣議決定された「国土形成計画」では、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において、自然環境が有する多様な機能（生物の生息・生育の場の提供、良好な景観形成、気温上昇の抑制など）を活用し、持続可能で魅力ある国土づくりや地域づくりを進める「グリーンインフラ」に関する取組みを推進することが示されました。



「日本デンマーク」を支えた風土を特徴づける農地の保全に努めています。



補助金を交付する制度により、個人宅や事業所における緑化を推進しています。



多自然川づくり



自然と親しめる空間を創出する多自然川づくりを実施し、生物と触れ合う場としても活用しています。



補助金を交付する制度により、個人宅や事業所における緑化を推進しています。

安城市におけるグリーンインフラの主な取組事例